

税務相談業務の中止について

1 新型コロナウイルス感染症による税務相談業務の中止について

毎週水曜日に実施している税務相談業務について、3月30日（月）朝に業務受託先である東京税理士会武蔵野支部より、4月以降（当面、4月30日まで。延長となる可能性あり。）の相談への税理士の派遣を取りやめたい旨の電話連絡があった。

2 対応

東京税理士会武蔵野支部からの連絡に対し、以下のとおり対応する。

- ・4月1日（5名）、8日（3名）の予約者について、税理士会より派遣中止の連絡があったため、予約者に対し税務相談業務を中止する旨の連絡を行う。
（電話相談等の代替手段による対応の検討を税理士会武蔵野支部に依頼したが、対応しないとの返答あり）
- ・税務相談希望者には、東京税理士会納税者支援センターでの相談を案内する。
- ・ホームページによる広報を行う。（延長された場合は、5月1日号市報への掲載を行う）

*東京税理士会納税者支援センター

- ・日時：月～金（祝日等を除く）午前10時～午後4時（正午～1時まで休憩）
※受付は3時半まで
- ・場所：東京税理士協同組合会館内
渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
- ・内容：電話によるご相談
TEL 03-3356-7137

3 その他

本市と同様に税務相談業務を東京税理士会武蔵野支部に委託している三鷹市、小金井市についても、同様の対応となることを聞いている。

（参考）相談業務実施状況

現在、市民活動推進課においては下記の相談業務を行っている。

（年金社会保険労務相談（社会保険労務士）を除き、全て事前予約制）

曜日	月	火	水	木	金
相談	法律	障害者法律 (第3のみ)	法律/税務	・交通事故(第1・3のみ) ・人権/行政(第2のみ)	法律

※別途、年金社会保険労務相談（社会保険労務士）を月1回行う